

学校いじめ防止基本方針

和歌山県立伊都中央高等学校

目 次

1	はじめに	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの理解	
(1)	いじめに見られる集団構造	2
(2)	いじめの態様	2
(3)	発達障害を含め障害のある生徒の障害の特性の理解	3
4	いじめの防止等の学校の取組	
(1)	いじめの防止等の対策のための組織	3
(2)	未然防止	
ア	道徳教育及び体験活動等の充実	4
イ	生徒会活動等の活性化（生徒の主体的な参加による活動の推進）	4
ウ	生徒の人権意識の向上	4
エ	授業づくりの改善と工夫	4
オ	いじめを許さない集団づくりと意識の醸成	5
カ	開発的・予防的生徒指導の推進	5
キ	開かれた学校づくり	5
ク	インターネット上のいじめの防止	5
(3)	早期発見・早期対応	
ア	早期発見	5
イ	早期対応	6
ウ	関係機関との連携	7
エ	インターネット上のいじめへの対応	7
(4)	教職員の資質能力の向上	7

(5) 家庭・地域との連携	8
(6) 継続的な指導・支援	8
(7) 取組内容の点検・評価	8
5 重大事態への対処	
(1) 重大事態の判断・報告	8
(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供	9
(参考)	
重大事態対応フロー図	10

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、将来にわたって、いじめを受けた生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こりうるとの認識を持って取り組まなければならない。

このため、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」に定められた定義に基づき行うものとする。

【いじめ防止対策推進法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

その際、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とし、表面的・、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないよう、生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・ホームルームや部活動の生徒や、塾や・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ◆ 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ◆ 外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆ インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題であることを踏まえ、教職員は、平素から、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についての理解を深め、生徒のささいな変化に気付く力を高める。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲がよい集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という。）等でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしゃからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わなくとも犯罪行為に当たる脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしゃからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになりうる。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどの行為は、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に対処する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

◆ 具体的ないじめの態様（例）

- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
 - ・ 身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする
- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 容姿や言動について不快なことを言われる
 - ・ 「消えろ」「死ね」など存在を否定される
 - ・ 不快に感じるあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
 - ・ わざと会話をしない
 - ・ 席を離す、避けるようにする
 - ・ 対象の生徒が来ると、その場からみんないなくなる
- 金品をたかられる
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない

- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 靴を隠される
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる
 - ・ 人前で衣服を脱がされる
 - ・ 万引きや恐喝を強要される
 - ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられる
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる
 - ・ SNS のグループから故意に外される

(3) 発達障害を含め障害のある生徒の障害の特性の理解

発達障害を含め障害のある生徒が、いじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの生徒については、その障害の特性により、加害・被害の自覚が薄い場合やいじめられていることが認識できない場合がある。教職員は、こうした障害の特性を十分に理解した上で、適切な指導・支援を行うものとする。

4 いじめの防止等¹の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、校長が任命した構成員からなる「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

イ いじめ防止等対策委員会の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、教育相談担当教員、人権教育担当教員、養護教諭、ホームルーム担任、部活動指導に関わる教職員

また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理・福祉等に関する外部専門家の助言を得るものとする。

ウ いじめ防止等対策委員会は次のような役割を担う。

(ア) 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直すといった PDCA サイクルの検証の中核となる役割

(イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割

(ウ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

¹ 「いじめの防止等」とは、ここでは、「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処」をいう。

(エ) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) 未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らがづくり出していくものと期待される。

このため、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 生徒会活動等の活性化（生徒の主体的な参加による活動の推進）

いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するためには、生徒が生徒会活動等を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校づくりに参画し、協力して、いじめ問題を解決しようとする自主的な活動を推進することが重要である。

このため、ホームルーム活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

また、生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業についていけない焦りや劣等感、それに伴う消極的・否定的な態度等が、生徒の学習意欲を低下させ、学校生活に対する不満感につながるといった悪循環を生むだけでなく、

指導上の諸問題を引き起こす要因にもなることから、授業においては、生徒に授業規律を徹底させるとともに、生徒にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど、指導方法の工夫・改善に努める。

オ いじめを許さない集団づくりと意識の醸成

必要に応じて心理検査²を実施して学校生活における個々の生徒の満足感、意欲及びホームルーム等の集団の状態を客観的に把握し、その結果を基に、「グループ・アプローチ」³を活用して、主体的に参加できる学習活動やホームルーム活動・生徒会活動等の特別活動を充実させることで、集団の一員としての自覚や自信、自己有用感や充実感を育み、いじめが起りにくく、意欲的に学習や活動に取り組む集団づくりを支援する。

カ 開発的・予防的生徒指導の推進

いじめを生じさせないためには、生徒に自己指導能力を身に付けさせることや自治的な集団を育てていくことが必要である。このため、授業をはじめとする全ての教育活動の中で、生徒指導の3つの機能（「自己決定の場を与える」、「自己存在感を与える」、「共感的な人間関係を育成する」）の視点を意識した開発的・予防的生徒指導を推進する。

キ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめの防止等について、保護者の理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換したり、学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめの防止等のために家庭・地域が相互協力できる関係づくりを進める。

ク インターネット上のいじめの防止

生徒に SNS 等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であり、犯罪になり得ることを事例を挙げながらしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながる可能性があるため、いじめの兆候をいち早く把握することは、いじめへの迅速な対応の前提である。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃から生

² 本校では、横浜市教育委員会が開発した「子どもの社会的スキル横浜プログラム」における「Y-P アセスメント」（生徒自身による「個人アセスメント」及び教師による「学級風土チェック」）を実施している。

³ 構成的グループエンカウンター、アサーション・トレーニング、ソーシャルスキル・トレーニングなど、グループ活動を通して、それぞれの参加者に心理的、行動的アプローチを行い、心理的援助、人間的成長、ソーシャルスキルの向上を目的とする活動の総称。生徒の社会的スキルの向上を図り、対人関係能力やコミュニケーション能力を培う上で効果的であるとされる。本校では、「Y-P アセスメント」の結果に基づき、適切なプログラムを選択し、実施している。

徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの積極的な認知に努める。

(ア) いじめアンケート等の実施

いじめアンケートを7月、12月に実施する。実施に当たっては、いじめの定義やアンケート調査の意義を生徒に説明するとともに、回答時間を十分に確保するなど、生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。また、回収する際は、アンケート用紙を二つ折りにしてホームルーム担任に直接提出させ、記載内容が他の生徒にわからないようにするなどの配慮を行う。

また、「Y-P アセスメント」(生徒自身による「個人アセスメント」及び教師による「学級風土チェック」)を4月、7月、2月(第3学年は1月)に実施する。

ホームルーム担任は、いじめアンケート等の結果について気になることがあれば、学年主任や生徒指導部長等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。

(イ) 教育相談体制の充実

定期的に個人面談や三者面談を実施したり、スクールカウンセラーや養護教諭と連携して生徒の思いや不安・悩みを十分に受け止めたりするなど、いじめを訴えやすい環境を整える。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、いじめ防止等対策委員会が中心となり、次の(ア)～(ウ)に留意しつつ、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合、いじめを受けた生徒を最後まで守り通すとの認識のもと、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

(イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

(ウ) 指導・支援・助言等

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラーの協力を得ながら、複数の教職員等により、いじめを受けた生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを時系列にまとめて正確に記録しておく。

◆ いじめを受けた生徒やその保護者への支援

いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行うとともに、状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得ながら心のケアに努めるなど、その生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう環境の確保を図る。また、家庭訪問等により、

正確な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。

◆ **いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言**

いじめを行った生徒から、いじめた気持ちや状況などを含めた事実関係の聴取を行い、その生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるなど、人間として絶対に許されない行為である」ことを理解させ、自らの行為の悪質性を自覚させる。

また、正確な情報を迅速に保護者へ伝え、事実に対する保護者の理解や納得を促し、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行うなど、再発防止の措置を講じる。

◆ **他の生徒への働きかけ**

いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導したり、はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを十分に理解させたりするなど、いじめを当事者だけの問題でなく全体の問題として考えさせ、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向に配慮した上で早期に警察に相談し、適切に援助を求める。中でも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録した上で、当該生徒及びその保護者に了解を得て、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請するなどの対応を行う。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談し、適切な対応を行う。

(4) 教職員の資質能力の向上

教職員の何気ない言動が生徒を傷つけたり、結果として他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図り、指導に当たることができるよう、「いじめ問題対応マニュアル」や「いじめ問題対応ハンドブック」などを活用し、年2回程度、校内研修を実施する。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民との信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者の理解を得て、PTA 懇談会や三者面談等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での生徒の様子を把握する。

(6) 継続的な指導・支援

いじめ防止等対策委員会において、ケース会議等を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。

いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続くことも少なくないことから、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等に関する具体的な取組状況や達成状況等について、いじめ防止等対策委員会を中心に、計画的かつ継続的な点検・評価を行い、次年度の取組の改善に生かす。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した場合は、文部科学省で定めている「重大事態対応フロー図」を基に、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を負った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合

- ◆ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに県教育委員会に報告する。
- イ いじめ防止等対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査に当たる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力